

要介護認定の有効期間のおおむね半数を超える短期入所の利用に係る 取扱いについて

令和2年4月
東温市長寿介護課

居宅サービス計画に短期入所サービスを位置づけるにあたっては、利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければなりませんとされています。

しかし、利用者の心身の状況、その置かれている環境、本人、家族等の意向により、短期入所サービスの利用が特に必要と認められる場合においては、これを上回る日数の短期入所サービスを位置づけることも可能とされています。

本市における取扱いは、下記のとおりとします。

1 「要介護認定の有効期間のおおむね半数」の目安

要介護認定の有効期間	おおむね半数の目安
6ヶ月	91日（365日×1/2×1/2 小数点以下四捨五入）
12ヶ月	183日（365日×1/2 小数点以下四捨五入）
24ヶ月	365日（365日×2×1/2）
36ヶ月	548日（365日×3×1/2 小数点以下四捨五入）

※ 支給限度日数及び支給限度額を超えて利用者が全額自己負担した日数については含まないものとします。

2 要介護認定の有効期間のおおむね半数を超える短期入所の利用が想定される状態像の例

(1) 本人の状況

- ア 身体機能の低下があり、日常生活動作全般に介助が必要である。
- イ 認知機能の低下があり、日常生活動作全般に介助が必要である。
- ウ 転倒や持病の急性増悪・急変の可能性が高く、見守りや付き添いが必要である。
- エ 疾病管理・医療処置（服薬管理、血糖測定、糖尿病・骨粗鬆症等の自己注射、ストーマの管理等）が必要であるが、自分で行うことができない。

(2) 家族等の状況

- ア 同居家族等がない。（一人暮らしである。）
- イ 同居家族等が疾病、障がい等があり、十分な介護ができない。
- ウ 同居家族等による虐待（介護放棄を含む。）がある。
- エ 同居家族等が18歳未満の児童のみ、就労等で長時間不在、介護者の負担が大きいなどの理由により、十分な介護ができない。

※ 本人の状況、家族等の状況により、「居宅サービス、インフォーマルサービス等を利用して在宅中心の生活が困難である状態像」が想定されます。

3 保険者への手続き方法

(1) 手続きが必要なとき

ア 居宅サービス計画作成時に短期入所サービスの利用が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超える見込みであるとき。

イ 居宅サービス計画作成時には想定していなかったが、経過の中で短期入所サービスの累計日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超える見込みとなったとき。

ウ 保険者に理由書を提出済みで、短期入所サービスを要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えて利用している対象者については、居宅サービス計画を作成することに提出。

(2) 提出書類

- ① 要介護認定の有効期間のおおむね半数を超える短期入所利用に係る理由書
- ② 課題分析表（利用者基本情報、アセスメント表など）
- ③ 第1表 居宅サービス計画書（1）
- ④ 第2表 居宅サービス計画書（2）
- ⑤ 第3表 週間サービス計画
- ⑥ 第4表 サービス担当者会議の要点（短期入所の利用について検討した会議の記録）
- ⑦ 直近のモニタリングの記録